

## 津山市トライアルステイ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、津山圏域（津山市，苫田郡鏡野町，勝田郡勝央町，同郡奈義町，久米郡久米南町及び同郡美咲町の区域をいう。以下同じ。）外から本市へ移住を希望する者又は移住を検討している者に対し，本市での生活を体験できる機会を提供することにより，本市の歴史，文化，自然といった風土や産業，教育，住環境等についてより深く体感することで，本市への円滑な移住の推進と移住者の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 津山圏域外に住所を有する満20歳以上の者であつて，本市への移住を希望している者又は移住を検討している者
- (2) お試し住宅 日常生活を営むための家具，電化製品等を備え，本市での生活を手軽に体験できるよう本市が移住希望者に貸し付ける住宅及びその敷地
- (3) トライアルステイ 本市が用意する体験プログラムにより，移住希望者がお試し住宅を利用して短期間本市での生活を体験できる機会を提供すること。

### (申込)

第3条 トライアルステイを希望する移住希望者(以下「体験者」という。)は，トライアルステイを開始する日の14日前までに，津山圏域外に住所を有することを証する書類を添えて，津山市トライアルステイ申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 体験者は，前項の申込書を提出する前に，あらかじめ，トライアルステイの予約を行わなければならない。

### (承認)

第4条 市長は，前条の規定による申込書の提出を受けたときは，その内容を審査し，津山市トライアルステイ承認書(様式第2号。以下「承認書」という。)を体験者に交付する。

- 2 市長は，前項の規定による承認をする場合において，必要な条件を付することができる。
- 3 市長は，第1項の規定にかかわらず，体験者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，トライアルステイの利用を承認しない。
  - (1) トライアルステイの目的に反するとき。
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (3) お試し住宅の建物，設備，備品等を損傷し，又は滅失するおそれがあるとき。
  - (4) 体験者又はその同行者が津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係をもつこと。

(5) 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年岡山県条例第17号）第2条に規定する薬物（以下この号において「危険ドラッグ」という。）を製造し、栽培し、販売し、若しくは販売する目的で保管し、若しくは陳列する場所としてお試し住宅を利用し、又は危険ドラッグを多数の者が集まって使用することを知りながらそのための場所としてお試し住宅を提供すること。

(6) その他トライアルステイの実施上支障があると認められるとき。

（変更）

第5条 第4条第1項の承認を受けた体験者は、承認を受けた内容を変更するときは、津山市トライアルステイ変更届(様式第3号。)を市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、津山市トライアルステイ変更承認書(様式第4号。以下「変更承認書」という。)を体験者に交付する。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、体験者が第4条第3号各号のいずれかに該当すると認めるときは、トライアルステイの利用に係る変更を承認しない。

（体験期間）

第7条 トライアルステイの期間は、3日以上14日以内とし、第5条に規定する承認書または前条に規定する変更承認書において定める。

2 トライアルステイの開始時間は、原則として、開始日の午後3時以降とし、終了時間は、期間満了日の午前11時までとする。

（体験料等）

第8条 第4条第1項の承認を受けた体験者は、トライアルステイに係る連絡・調整に要する費用の実費として次に掲げる費用(以下「体験料」という。)を納入書又は現金により納入しなければならない。

(1) 3日以上7日以内 1万円

(2) 8日以上14日以内 2万円

2 第6条第1項の承認を受けた体験者は、トライアルステイの期間が前項1号に規定する期間から同項2号に規定する期間となった場合、不足する体験料を納入書又は現金により納入しなければならない。

3 お試し住宅の使用料は、無料とする。ただし、日常生活に係る消耗品並びに住宅に備え付け以外の機器及び備品に要する費用は、体験者の負担とする。

4 体験者は、体験料を前納しなければならない。

5 前項により納めた体験料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

6 前項ただし書の規定により、体験料を還付する場合及び還付割合は、次に定めるところ

ろによる。

- (1) 天災事変、体験者又は親族の疾病その他体験者の責めに帰すことができない理由によりトライアルステイができなくなった場合 既に納付した体験料から体験済期間分の料金を差し引いた差額の 100 分の 100
- (2) 市長が特に必要と認め、期間を短縮した場合 既に納付した体験料から体験済期間分の料金を差し引いた差額の 100 分の 100
- (3) その他やむを得ない事由により市長が特に認めた場合 その事由により市長が定める割合

(体験者の遵守事項)

第 9 条 体験者は、トライアルステイの期間中におけるお試し住宅の利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠する等住宅を善良に管理すること。
- (2) 鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、設備及び備品を適切に取り扱うこと。
- (4) 住宅及びその周りの除草等を適宜行い、お試し住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) お試し住宅に新たに設備又は備品を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。
- (7) その他お試し住宅の利用に関し、市長が必要と認める事項

(制限される行為)

第 10 条 体験者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の要請その他これらに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催しの開催
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動及び宗教の普及、勧誘その他これらに類する行為
- (6) 動物等を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)による介助犬、盲導犬及び聴導犬は除く。
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) お試し住宅の改変又は工作物の設置
- (9) お試し住宅の鍵の複製
- (10) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (11) その他体験にふさわしくない行為をすること。

(体験承認の取消し)

第 11 条 市長は、体験者が第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当し、又は前 2 条の規定に違反したと認めるときは、第 4 条第 1 項の規定による承認を取り消すことができる。

(明渡し)

第 12 条 体験者は、トライアルステイの期間が終了したときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、体験者は、通常の使用に伴い生じたお試し住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 体験者は、前項前段の規定による明渡しをするときは、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。ただし、明渡し日が第 4 条第 1 項の承認書に定められた日と同一のときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項後段の規定に基づき体験者が行う原状回復の内容及び方法について、体験者と協議するものとする。

(立入り)

第 13 条 市長は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、体験者の承諾がなくても、お試し住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 体験者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第 14 条 体験者は、トライアルステイを実施するに当たり、故意又は過失により第三者に損害を与えたとき並びにお試し住宅及び設備又は備品を破損し、汚損し、滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるものとして市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第 15 条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該お試し住宅内又はお試し住宅周辺で発生した事故に対して、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。